



午前 10 時 00 分 開会

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、本日は東日本大震災から 14 年となります。震災により犠牲になられた皆様に深く哀悼の意を表するため、発災時刻であります午後 2 時 46 分から、館内放送で 1 分間の黙祷を行う予定にしておりますので、その時刻になりましたら皆様御協力のほう、よろしくお願いいたします。

では続けます。

本日の議事日程は、皆様に配付のとおりです。

日程第 1、議案第 4 号令和 6 年度大治町一般会計補正予算（第 11 号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

1 番池田耕介議員。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。お願いします。39、40 ページ。8 款消防費、災害対策費、工事請負費、備蓄倉庫設置工事の詳細ですね。どこにどういったものをどれぐらいの大きさだったりと設置するのかを教えてくださいたいです。

続けて 41、42 ページ。教育費、2 款小学校費の学校管理費、学校事務管理費、光熱水費ですかね 304 万 6000 円上がっています。エアコン代と説明を受けた気がしますが、当初予算で 4326 万 4000 円上がってしまして、確かに小学校学級数が大治小 36、南小 26、西小 26 かな特別支援入れて、教室数は多いですがこれだけ上がるのがどうしてなのかという説明をお願いしたいです。以上です。

○防災危機管理課長（山田繫樹君）

備蓄倉庫の設置工事につきましての御質問です。設置場所につきましては大治中学校の校庭になります。場所につきましては南側、一番南側のテニスコートの西側のグラウンドを予定しております。大きさにつきましては、おおよその大きさになりますが 7 メーター掛ける 3.5 メーターの大きさになります。以上です。

○学校教育課長（太田悦寛君）

小学校費の光熱水費でございます。4 月から 9 月の使用料を前年と比べてみたところ、10%ほど上がっておりまして、それをもとに 12 月、3 月までの使用料を見込んでおりました。10 月、11 月ぐらいまで残暑が続いて使用量が多かったこと、またちょっと冷え込みも早くて寒さも厳しかったということで、空調の使用量が多かったということで最終

3月の支払いの予算が不足するというので、今回補正予算のほうを計上させていただいております。よろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

1 番池田耕介議員。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。備蓄倉庫ですかねテニスコートの西側についていう話ですが、これは例えばもともと校舎のどっかとかにあったものを、例えばそこを教室に使わなアカンから外に出すっていうものなのか、新たに設置をするっていう、もともと別に中学校に備蓄はしてないけど設置をするっていうものなのか教えていただきたいんです。

それから小学校費のほうのエアコンが確かに暑かったり寒かったりはあるかと思いますが、一般的な感覚だと中学校のほうは夏とかも部活だったりで学校使っているのかなっていう感覚があるので、ちゃんとその運用の面でどこに別に問題があるというか、運用のところは大丈夫だけど値上がりでっていうことなのか、そのあたりを教えていただきたいです。

○防災危機管理課長（山田繫樹君）

備蓄倉庫に入れるものということでございます。今回購入するその下にあります備蓄品購入費で上げさせていただいているもの、こちらで購入するものと今既存で置いているもの、これを移動させる予定では考えております。以上です。

○学校教育課長（太田悦寛君）

中学校のほうを補正予算のほうがないということですが、小中学校の予算につきましては学校と相談の上で予算を組んでおります。そこで組んでいく中で、中学校のほうはちょっと余裕を持つという言い方は変ですけども、見込みのほうをちょっと多めにとっていたというところもありまして、今回は小学校のみの補正となっております。よろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

1 番池田耕介議員。

○1 番（池田耕介君）

池田耕介3回目です。災害用備蓄用購入品の新たに購入するもの、何を購入するか教えていただきたいです。

○防災危機管理課長（山田繫樹君）

今回備蓄品で購入するものにつきましては、扇風機、ワンタッチテント、パーティション、ベッド、ハソリになります。このうち新たなということになりますとパーティション屋根のついているもの購入予定でございますので、新たなものという形になります。

以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。まず4ページの繰越明許費補正で砂子防災公園新設工事5000万円が上がっております。ちょっと議案説明会の中で出来高払いで確定しなくて概算でやっているというような御説明でしたが、それで5000万は多めに組んで超えることはないのか。またこれはもうちょっとなるのか。でも確定シナリオ全く読めてない概算でどこまで読んでやっているのでしょうか。

あと13ページ14ページをお願いします。一番下の地域児童福祉事業等調査事務市町村交付金でございます。議案説明の中で認可外施設の調査だというようなことを言われて、認可施設は町必ず把握しておりますが、認可外施設、町内にあるのどうやって把握するのか。これどうやって調べられるのか。ちょっと大治町に相談があったところはわかるかもしれないけど、どうやってやるのかと手法をちょっと教えてください。以上、まず質問させていただきます。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

砂子防災公園の出来高払いで今回は支払いをしていくんですけども、どこまで見込んでいるかということですが、一応今見込んでいるのが2億5000万円以内で収まる出来高を見込んでおります。よろしくお願いします。

○子育て支援課長（古布真弓君）

認可外保育施設につきましても、申請の際は町経由で県に書類等を送付しておりますので、その把握している事業所に対して行われたものでございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

2回目です。ちょっと砂子防災公園の件、5000万の繰越明許でちょっと出来高払いで2億5000万と言われたんですが、ちょっとそこら辺の話がわからないので示していただきたいのと、あと認可外施設ですが町経由で県に届けると。認可外施設、届ける必要性があるんですか県に。認可施設じゃないのに。町か県か何か補助金でもらうのは別ですけど、いや一般的にはほかの事業でも、もう認可取らないものは民間事業者が自由にやられて相談もしないと思うんですが、そういう県に届ける義務が法的義務があるのでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

5000 万円の繰越しでございますけれども、出来高が2億、2億以上、2億5000万以内で収まりますので、その端数部分の5000万円を繰越しをさせていただいて、その余った分を翌年度の工事の費用に充当させていただくという形で5000万円を計上させていただいております。よろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時10分 休憩

午前10時12分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（古布真弓君）

現在の今回調査した認可外施設ですけれども、いわゆるベビーシッターの施設が3カ所と認可外の子供を預かる施設が2カ所ございます。そちらの場所でベビーシッターっていうのは家に行く、子供の家に行くっていうところなんです、実際認可外でやっている場所で預かるっていうところについては、県の調査等も入りますので義務ではないですけれども届出させていただくということになりますので、そちらの事業所について調査を行ったということになります。お願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友でございます。41ページ42ページ、スポーツセンターリノベーション事業費についてお伺いをいたします。改めてお伺いいたしますけど、こちらリノベーションの工事監理委託料、またリノベーション工事に関する費用につきまして、この令和6年度3月の補正で計上されるこのタイミングで計上した理由についてお伺いしたいと思います。もう一つはこちらにつきまして、このスポーツセンターのリノベーションが完了した後におきまして、この施設、このエリアというものはどれぐらいのコストをかけて運用していくものだと現段階で見込んでいるのか。完成後この施設が幾らかかれば、幾らを投資すれば運用が継続的に可能なのかという試算があるはずなので、お答えいただきたいです。以上です。

○スポーツ課長（水野 学君）

今回の補正で計上することとした理由でございますけれども、今年度決定見込みの国

の新しい地方経済・生活環境創生交付金、第2世代交付金と呼ばれておるものですがけれども、こちらの申請に伴いまして、今年度交付決定見込みということがございますので、リノベーション事業の工事監理委託等工事に係る経費を3月補正で計上させていただいたということでございます。それから今後完了した後に、ここの子供の遊び場エリアにかかる費用でございますけれども、いろいろと試算のほうというか運営方法については役場の中で議論を進めておる中でございます。そういった中でなるべく費用の少なく、かからない方法を今検討しておる段階でございますので、正確な数字まではここで御答弁できませんけれどもよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

これはほかの事業でも僕は一度このような問答をしたような記憶があるんですが、本来建物でしたりとか、そういった事業を起こすのに何人の運営を行って何をするためにどれだけ配備してっていうものは見えてて建物を建てるはずなんですよ。建ててから運用を考えますって、車の設計、家の設計、聞いたことがないんですよ。なのでその試算について現在出ている段階でいいです。変わるなら変わるっていうのがあるじゃないですか。でも現在の段階で検討検討を重ねてこの設計に至った段階では何人運用、そしてどれだけの子供たちを受入れてどのようにしていくか、どういう備品を置いてくかっていったら幾らぐらいかかるなっていうのは出ていると思うんですけど、お答えはいただけないでしょうか。

○スポーツ課長（水野 学君）

当初見込んでおったっていうところでは事業者、業務委託等で運用を考えておりましたけれども、こういった財政状況等もございますので必要最低限の人数、それから備品等の配置で運営をしていくという方向で現在のところは考えております。以上でございます。

○総務部長（大西英樹君）

済みません、私のほうから1点。ここの運営についてどのようにやっていこうかということは、最近も町長といろいろと御相談をさせていただいております。その中では、町長は早いところ指定管理というものを目指して行って、民間の活力を利用してよりよい施設にしていってどうか。そういうような方針もいただいておりますから、オープン後すぐというわけにはいけないんでしょうけれども、そういったことも視野に入れていますので、いろいろ固まってればその都度議会の皆様には御報告をさせていただきたいなというふうに考えております。以上です。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。3回目でございます。改めて伺いたいと思いますが指定管理等々、今後、財政が厳しいというところで見直そうという働きが起こったということにつきましてはおわかりですが、今まで検証を重ねた結果、出てきた数字について一つもお答えができないということなんですか。変わったっていうこと、もしくは今検討中ということであれば検討をする前の数字が上がってくるわけじゃないですか。そこについてもお答えができないのかどうか。こちらについてまず1点。

そして指定管理について云々という話がありました。これについては今後見込んでいきますよと。つまり、これが完成してオープンした直後では指定管理等々についてではなく、町が運営していく予定であるということで今の発言だと受け止めたんですが、そちらについての御確認をさせていただきます。2点お願いします。

○スポーツ課長（水野 学君）

運営に係る経費等で委託等を考えていたときの業者に対する見積りっていったところに関しましては、まだそこまで至っていないということで数字のほうはお答えすることができないということで御容赦願いたいと思います。それから、行く行くは先ほど総務部長のほうからも指定管理の話がありましたけれども、オープン当初しばらくの間は町が直営でやっていくということで、行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（松本英隆君）

金額のほうはまだ何も出てないってことですね。

○スポーツ課長（水野 学君）

はい。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。今、スポーツセンター指定管理って話をお聞きしましてちょっとびっくりしているんですが、なぜかというところ……

○議長（松本英隆君）

吉原さん、ページ数は42ページですか。

○11番（吉原経夫君）

42ページ43ページのところです。済みません。指定管理になると職員はね変わらないとしたら必ず経費増になる。その分職員を減らすとかなればそれはわかりませんが、指定管理したら今の状況なら経費増になるもんでそこら辺まで考えてやられているのか。ちょっと急に、だって将来的には指定管理やったほうが安くなるかもしれませんよ。当初のことは、絶対それだけ人を減らすわけには職員の方減らすわけにいかないんで、ちょっとびっくりしてるんですが、そこら辺もし答弁いただけたらお願いします。

○総務部長（大西英樹君）

公共施設を指定管理するというのは、一つの施設を有効に活用して町民の皆様の利便

性を上げる、喜んでいただける施設にするっていう目的も一つあります。もう一つやっぱり職員のですね、これから人口減少に伴って職員の数が確保できないというような事態もやっぱり想定をして指定管理をするのであるとすると、そこは指定管理者に任せておくと。職員は一気にこちらに引揚げてくるってことはできませんけれども、そういったところで少しずつ、役場のほかの業務に当たってもらおうとそういうこともやっぱり視野には入れております。当然、指定管理に出すからには費用対効果も見ていきたいと思います。ただ、受けてくれる業者があるのかどうかということもあります。そのために、もう従来から指定管理っていう検討はしておりました。ただ、スポーツセンターは建築されてから一定の年数がたっているんな施設の老朽化がありましたので、そういったところをきちっと整備をして、やっとなんか少し考えていけるのかなというところで町長からもそういう方針をいただいたということですので、そのような御理解をいただければと思います。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

12 番林 哲秀議員。

○12 番（林 哲秀君）

12 番林 哲秀でございます。ページ数が 40 ページの南海トラフの地震等のことでちょっと聞きたいんですけど、今度倉庫をつくられたから備品を買われたと思いますけども、9 月の一般質問のところで今は何もありませんという、買うものありませんよということで私、質疑したんですが質問のときにお答えがあったんですけど、予算がついて買われることはいいことだし倉庫ができることいいんですけど、これにおいてこのベッドはオールで何人分、パーティションが何張り、と、テントは何張りぐらいになるんですかね。ちょっとそこを教えてくださいませんか。これをやることにおいて。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

備品購入費で購入するものの個数ということで御質問いただいております。まずベッド、これにつきましては 50 個、パーティションにつきましては 200 個を予定しております。以上です。

○12 番（林 哲秀君）

テントは。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

テントは 1 張りです。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

12 番林 哲秀議員。

○12 番（林 哲秀君）

50 個と 200 個とテント 1 張りですけど、今までの備蓄も含めてオールで幾つになるんですか。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10 時 23 分 休憩

午前 10 時 26 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（山田繫樹君）

済みませんお待たせしました。まずベッドにつきましては今までのものが 64 ですので、今回のものを足すと 114、パーティションは今までが 768 ですので 968、テントにつきましては今までが 22 でしたので 23 になります。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

12 番 林 哲秀議員。

○12 番（林 哲秀君）

ちょっとベッドが足らんような気がしますけども、実は私お願いあるんですけども、ぜひこれを備蓄して置いとくでなくて町民の方がさわったりできるように、簡易ベッドなんか特に僕見てほしいんですよ。そういうものの展示、パーティションも 1 張りかそこらでいいですよ、ここはこうですよという、皆さん学校あたりでも皆さん防災危機のこといろいろ勉強してみえると思うんですよ。現実には、場所にも限られてきますけども 1 年ぐらいロングでね、さわっていただけるようなものをお願いして終わります。

○議長（松本英隆君）

答弁はよろしいですね。

○12 番（林 哲秀君）

いいです。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 4 号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第 2、議案第 5 号令和 6 年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を

議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11 番吉原経夫議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。8 ページ 9 ページお願いいたします。社会保障・税番号制度システム整備費等補助金でございます。議案説明会の中でマイナンバーと健康保険証、マイナンバーとごめんなさい健康保険証かを一体になどをやっていく補助金交付というような説明、ちょっと私もざっと筆記しただけでちょっと詳しくわからないので、もうちょっと詳細説明をお願いいたします。

○保険医療課長（水野克哉君）

社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。歳入歳出にわたっての説明になりますけれども、当初ですね 6 年度の当初は昨年 12 月の 2 日に紙の保険証が廃止になるということが決まっておりました。そのためにシステム改修ですねそれを組ませていただきました。それが当初は 1664 万 3000 円でございます。それを特別調整交付金という交付金で入ってくる見込みということで立てさせていただいたところでございました。ですがその後いろいろと内容が精査されてきたり、システムの改修の費用も精査されてきたというところで、あとこの交付金というのが社会保障・税番号制度システム整備等補助金で補助されるということも決まっていりましたので減額をさせていただいて、委託料のほうも減額をさせていただいたというような流れになってございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5 番鈴木康友議員。

○5 番（鈴木康夫君）

5 番鈴木康友でございます。まず 2 点、12 ページ 13 ページ。職員給与等繰入金ということで今回この金額を繰入れて 14・15 ページのように、こちらの一般管理費のほうに充ててみえるということで、まずなぜこちらの金額を繰入れをしたのかということにつきましてと、あと 18 ページ 19 ページですね。「県支出金」特別調整交付金ということで財源を得るものについて一般会計繰出金ということで歳出がなっております。つまりこれは県から何かの目的として交付されているお金が直接町の財布に入ることなんです。用途外ではないのかどうか。そしてこういう使い方について本当に正しいのかということをお答えいただきたいと思います。

○保険医療課長（水野克哉君）

まず 18 ページ 19 ページの一般会計繰出金につきましては、こちらの議案説明のとき

にも説明させていただきました。令和5年度に実施した産前産後軽減に係るシステム改修というのが行わせていただきました。そのときは一般会計のほうから財源をそのときはいただきながら執行したというところでございます。この特別調整交付金の中で、6年度ですね本年度に経費 629 万 2000 円というのが交付されましたので、それを財源に一般会計のほうへ返還というか国保会計から繰り出しをさせていただいたというような経緯でございます。特に問題はないと考えております。そのため当初の予算の一般管理費のところ、こちらの財源のところ財源更正してまいるというふうなお話もさせていただきましたが、そこに今までこの財源が当たっておりましたので、改めてですけれども一般会計のほうから同額とはなりますけれども、繰入れをさせていただいたというふうな経緯でございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

13 ページ 15 ページですよ。

○保険医療課長（水野克哉君）

失礼しました。一緒に済みません答弁させていただきましたが、12・13 ページにつきましては 629 万 2000 円を繰り出したことによって、財源のほうがここに充てなければいけませんので、再度一般会計から 629 万 2000 円を繰入れをさせていただいたというふうなものでございます。以上です。

○5 番（鈴木康友君）

5 番鈴木康友でございます。今、結構恐ろしいことを聞いたんですけど本当に大丈夫ですか。これ言っときますよ本当に大丈夫ですか。まず、僕が聞いたのは給与の繰入れについては、僕が前から一般質問等で指摘していたとおり、一般財源を使うのではなくて町から繰入れなさいよっていう方向を取り入れましたってことであれば理解ができたんですよ。でも今はシステム費等々に使ったものについて、町から繰入れなきゃいけないんですってというような回答をしましたよね。つまりそもそもストーリーが違うんじゃないですか。もう一つは、これ事を荒立てたいわけじゃないんですけど、僕は最後の繰入金っていうか繰出金についてはそれは正しいということでおっしゃられましたので、議場で明言をいただきましたので、今後交付金皆一般会計に返したらいいじゃないですか。何でも交付いただいたもの今大治町財政、危機ですよ。つまりそういうことが可能だっていうのであれば、交付金全て大治町の財源に戻したらよい。そういうことが可能だということを今類似で申し上げたように僕は聞こえてしまうんですが、もし、ほかのやりとりについては委員会ではさせていただきますけれども、細かい内容については今の二つについてはもう一回、回答いただきたいです。

○保険医療課長（水野克哉君）

今回の補正に当たりまして、この補正予算書 14 ページ 15 ページを御覧いただきたいと思っておりますけれども、今回の補正の結果、こちら一般管理費の一般財源というか当初こ

ちらで組んでおったものを更正してゼロにさせていただいたというものでございます。今回のこの全部交付金を返すというわけじゃなくて、5年度に行った特別調整システム改修費が6年度に今回入ってきたと。6年度に一般会計の職員と繰入金で一度充てたものに対して財源が来たから返しただけそれだけのことでございますので、別に問題はないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。14 ページ 15 ページをお願いいたします。ごめんなさい間違えました。16 ページ 17 ページをお願いいたします。特別調整交付金が減って県繰入金と保険者努力支援制度交付金が増えて、ただ結果的に足りなくて一般財源、国保の一般財源から 1538 万を入れているということですが、まずこれどういう経緯で、ちょっと議案説明会であったかもしれませんがもう少し詳細な説明をいただきたいのと、これ 1538 万で国保会計が足りなくなると当初で見ると足りなくなるわけですが、これを見込んで令和 7 年度当初予算を組んであるのか、その 2 点お願いいたします。

○保険医療課長（水野克哉君）

16 ページの国庫支出金につきましては、今回入の方でいろいろ税を、国保税ですね、こちらの現年分と滞納分を増額減額をさせていただきました。そんな中で、特別調整交付金を初めとした県繰入金や、努力支援の交付金というものが見込みとしてのところもありますけれども、増減のところがありましたのであわせてさわらせていただいたということです。この一般財源 1538 万というのは新たに入れたものではなくて、先ほど言いました 14 ページ、こちらにもともと 2200 万程度組んでおりますので、それを財源更正したというところでございますので、新たにこれを増加、増額をしたことではございませんので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

12 番林 哲秀議員。

○12 番（林 哲秀君）

12 番林 哲秀でございます。11 ページ、今までにちょっと聞いておるかもしれませんが私ちょっと記憶力が、この保険者努力支援制度というのは誰をどのような対象にしたものかちょっと教えただけませんか。

○保険医療課長（水野克哉君）

努力支援制度につきましては保険者に対して、保険者が行った保険事業などに対して、実施状況に、例えばやっている事業としまして糖尿病のそういう予防をさせていただく

んですね。ちょっと数値が悪い人に対してお手紙を出して受診を勧奨したりとか、あとは服薬、多剤服薬ということで薬を少したくさんもらっているっていう方に対しても体を気をつけてくださいというような旨の周知も行っています。そういったところの、あと特定健診の受診率、そういったものも反映していきますけれども、そういったものに対して保険者がやっている、やっていないというところにポイントが加算されて、それに対しての交付がされるというようなものでございます。誰にというと保険者、大治町の国保に対して交付されるといったものでございます。以上です。

○12 番（林 哲秀君）

ちょっとわかったような。それは病名が限られるとか、これは薬が多いんじゃないかということは、チェックは保健センターが調べてやってくださいということなのか、この自前でやってみえるんですか。ちょっとそこら辺、お聞きしたいんだけど。

○保険医療課長（水野克哉君）

国保のデータベースシステムというのがありますので、そういったところから情報が入ってきたり、あとは国保連のほうから国民健康保険連合会こちらのほうから投薬をしている情報も入ってきますので、それを見てちょっと過度な薬を使っている方に対しては注意喚起っていうのをしているような状況でございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第3、議案第6号令和6年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

18 ページ 19 ページの訪問型サービス事業費の 200 万の減額についてお聞きします。当初予算でどれぐらい見込んでいて、実際どれぐらいになりそうなのかというのと要因ですね。余り介護サービス、予算より減っていくってことは考えにくい。コロナとかそういう特別な事態は別ですが、ちょっとそこら辺わかっている範囲であれば教えてください。

○長寿支援課長（松木田英作君）

訪問型サービス事業費でございますが、当初では1704万円予算を見込んでおりました。実績、6年度の見込みとしまして1233万6000円ほどになる予定をしております。この要因としましては、はっきりこの特定したものはございませんが、この訪問型サービス地域支援事業に関しましては、要支援の方が対象で比較的介護度の介護の低い方が対象となりますので、そこまでサービスを必要としなかったのかというところが要因かなと思います。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第4、議案第7号令和7年度大治町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。ございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。ちょっと多々ありますので、よろしくお願いします。まずですね251、252。ちょっとページ数の順番というわけじゃないんでよろしくお願いします。砂子防災公園新設工事3億円の予算が計上されておられます。もともと砂子防災公園、計画を最初に立てたときに土地取得、また工事でどれぐらいの予定だったのか最初。いろいろ地盤改良とかありまして工事が増えているし、また補助率も何かいろいろ補正予算なんか見ていると下がっているような気がします。令和7年この当初予算まで幾らで、またあと令和8年度以降どれぐらいかかるのか。結局、年度当初ではなくて一番最初計画含めた当初から幾らでどれぐらい大きく増えたのか。それを教えていただきたいと思います。

二つ目でございます。199・200ページの民間保育所運営費補助金でございます。昨日の一般質問でもありましたように、施設整備にかかった民間事業者、本来民間事業者4分の1だったんですがそれを借入れでやった場合10割もしくは4割、元利ともに補助する制度。また借地料、これも決まった額ですが借地でやった場合借地料を町が持つ制度でございます。民間保育所、社会福祉法人二つあります。ちょっと経営分析を私してもらったら、非常に経営は財政状況は豊かだということを調べてもらっております。それに対して今大治町、補助金を出す大治町のほうが財政状況非常に厳しい。そういう中で、やはり大治町が単独で行っている、また社会福祉法人の財政状況、大治町の今の現状よ

りも裕福だと思われる中で、この運営費補助金もやっぱり他の市町村並みに考えるべきじゃないか。それを2点目でお願いいたします。

3点目、ちょっとこれは人件費に係る部分で何ページとは言えません。昨日の一般質問の中で18名の方がやはり自己都合でやめられると。令和7年度、年度途中で正規職員を採用しない、会計年度任用職員は予算の範囲でやると、中でどれくらい予算と比べて差が出てくるのかと、当初予算と比べて。その額をお示してください。

次です。ちょっと71ページ72ページに載ってないんですが、物品売払収入とちょっと載ってますが、ちょっとそれに関連して大治町ですね土地など土地建物などで使っていないものいろいろ決算を見るとあるようです。その場合売払いは考えないのか。やはり財政状況厳しい中で使わないものは売り払う。これは当然だと思うのでそこら辺の答弁をお願いいたします。

あとはちょっとページ数に沿ってやりますが、102ページをお願いいたします。行政改革推進委員会委員報酬ということでございます。大治町も過去、財政危機のときに行政改革推進委員会というのを開いて、これは改革努めたという話を聞いております。昨日の答弁の中でも対策本部ということでつくられる。これは何か庁内でだけで考えられているのかなと。今はそういう時期ではなくてやはり民間の方、また議会議員も入って行政改革というか本当に財政を守っていかないかんという中で、行政改革推進委員会これはどういうふうに考えられておられるのかとお願いします。

106ページ派遣職員負担金の2210万9000円です。これは県などから派遣してもらっている方の負担金じゃないかなと思います。ちょっと違ったら違ったと言ってください。教育委員会にもありますが、特に財政状況厳しい中でやはり全てが来てもらう必要があるのかと。ある程度そういうとこ、戻ってもらってもその方の人件費が賃金変わるわけじゃないからこういうところは本当に役に立っているのかということです。

114ページ宿直業務委託料でございます。職員の方、本当にこんなこと言って申し訳ないんですが、やはり財政危機の中では委託を減らして自前でやっていくということが必要だと考えております。本当にこれは職員の方に申し訳ないことですが、財政危機の中では委託を減らしてちょっと職員の方に頑張ってもらおうということを考えてもらわなきゃいけないのかなと思います。

122ページでございます。町民参画型まちの魅力発信事業業務委託料でございます。昨日も他の議員の一般質問の中でも、本当に準備が後手後手に回ってるような感じで、本当に今財政状況が悪い中でやっていくべきなのかと、これはどうなのか。お聞きしたいと思います。

132ページ防犯パトロール業務委託料でございます。もともと防犯パトロール、国の補助金などでやっていて途中から町単独事業に変わったと聞いておりますが、そこら辺それも国からの補助金があればやったほうが安心安全でもやったほうがいいんですが、

町全額でそこまで必要があるのかと。本当、安心安全のために必要だと思いますが、財政危機の中ではどうなのかというのは思います。

162 ページをお願いします。福祉巡回バス運転管理業務委託料でございます。これももともと町直営でやっていた福祉巡回、委託にせざるを得なかった事情があると思います。ただこういう財政危機の中ではある程度、委託してでも自前でやれるならやっていくことはできないのかと。そこら辺お考えをお示してください。

164 ページ大治町社会福祉協議会運営補助金とあと 186 ページ指定管理料で、これは当初予算概要書の中でちょっと予算が減っているところ増えているところ人件費の考え方の違いであるんですが、トータルで見ると何か増えてるような気がします。そこら辺御説明をお願いいたします。

あと 250 ページでございます。砂子地区事業支援業務委託料でございます。砂子地区の区画整理が何かで必要な業務委託かもしれませんが、今やる事業なのかと。やっぱり財政危機をクリアしてからせめてやっていく事業じゃないのかなと思います。そこら辺お願いいたします。

次に保健センターのところですから何ページかお待ちください。衛生費だ。214 ページの駐車場用地借上料 696 万 2000 円と、312 ページ、スポーツセンターの駐車場用地借上料 635 万 2000 円でございます。駐車場用地に関してはちょっとバブルの頃で時価が高いときに借りて借地料設定されている。やっぱりこれ 3 年ごとに契約変更とかなって見直しているのかと。見直してあればいいんです。ただ、時価が下がっている中で、これは下げてなければ地権者をお願いをして大治町助けてくださいということをお願いできないのかと。ほかに特に駐車場など借上料ありますが、そこを特に高いところでない。現状の地価と違うようなところはほかにもあればまた教えていただいて考えていっていただきたいと思います。

298 ページ、町史編さん業務委託料でございます。これも本当に今、50 周年ですが出す必要があるのかと。もう少し後回しにする、内容も精査してやる。そっちのほうが必要じゃないかなと思います。その下の町制施行 50 周年記念事業費も本当に今必要なのか。ちょっと落ちてるところあるかもしれませんが、以上ちょっと質問させていただきました。答弁をお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10 時 54 分 休憩

午前 11 時 03 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

まず総務部から答弁させていただきます。ちょっと前後するかもしれませんが、課長が答弁するので前後するかもしれませんが、71・72 ページ物品の売払いのことでお話をいただきました。確かに土地なんかですと、今もう未利用、利用してない土地もあります。これは過去、本当に平成1桁だと思いますが、この時代に公共工事のための先行用地として取得したような土地が一部残っております。これを例えば処分とかということと考えますと、議員おっしゃるように当時バブルの頃に購入したものですと土地単価が非常に高い。今売却すると当然、損失が出ると金額的にですね。ただ、それを維持して国も草刈りをしたりとかいうことがありますので、これは行財政改革をやっていく上でこういった土地を洗い出し、土地建物、余りたくさんあるわけじゃないんですが、こういったものを例えば売却するのがいいのかどこかに貸付けをするのがいいのかとか。はたまた、公共用地として何か使う用途があるのか。そういうところはきちっとやっぱり見ていく必要があるのかなというふうに考えております。

それから102 ページ行革の報酬のことでお話がありました。昨日、一般質問で私のちょっと答弁が誤解招いたかもしれませんが、役場内の組織として行革の対策本部というのがあるわけですね。それを立ち上げて案をまとめて、途中でも行革の審議会というのがありますから推進委員会ですかね、ありますから。そういった第三者の目でも見ていただく、意見を提言していただく、こういったとこをよくかみ合わせて、議会の皆様にも途中報告しながら進めていくという予定でおります。ただ、やっぱり審議会の報酬予算いただいておりますけれども、この回数でいけるのかっていうところはやっぱりよく議論してまいりたいので、予算もひよっとしたら足りないというようなこともあろうかと思いますが、ここは議論を尽くしていきたいと考えております。

それから、ページがあれですけど派遣職員ですね。派遣職員につきましてはこれも昨日、一般質問で議員の皆様からお話いただいた外部の組織の方から見ていただくという視点の、いろいろ御助言をいただいているわけですね。今ですと福祉、総務のほうで、あとは建設のほう学校教育、こういったところに見ていただいておりますが、我々職員にとってみると本当に非常にありがたい。気づかなかったところをいろいろ御教授いただけたということに関しては、非常に有効な施策だというふうに感じております。県との調整にはなりますけれども可能な限りかつ、御助言いただけるようなふうにしてまいりたいと思っております。

それから、駐車場の借り上げですけども、これ駐車場だけではなくていろんな用地を借り上げておりますけども、これはなかなか用途によってばらばらでした。これは昭和の時代から続いていたところですけど、これを見直したときに固定資産税の金額を反映

させるというようなことで、これは固定資産税の額というのは土地の評価につながってきますので土地の評価が上がれば税額が上がる。反対であれば下がるということですね、連動しておるかなというふうに思っております。ただ駐車場は今我々の公共用地として駐車場借りる場合の一つの考え方としまして、この大治町近辺、今のところ市場価格は1台5,000円ぐらいという想定をして借りる平米数の大きさによって駐車が何台可能、車が何台駐車できるかっていう可能台数をはじき出して、そこから算定をしておるということでございます。市場価格が例えば上がってくれば下がってくれば、これは連動して地権者と相談しながらやっていきたいなと思っております。そうやって出した数字から固定資産税額を引いて、借り上げ料として算出しておるところでございます。私からは以上です。あと担当課長のほうから説明させていただきます。

○総務課長（佐藤友哉君）

続きまして人件費についてのお尋ねでございます。昨日の一般質問のほうで18人の自己都合で退職するという話をさせていただき、予定ということでお話しさせていただきました。令和7年度当初予算の人件費で組んでいる人数と退職者が増えたということで、その差についてなんですけども、あくまで途中で採用しないとした場合ですと、今のところ算定していますと7人の差ができております。新規採用職員1人当たりこちらも住居手当ですとか通勤手当ということで変動はありますが、1人大体543万円程度と見ております。したがって543万掛ける7人ということで、約3800万円の差ができていくというふうに今は算定をしております。

続きまして宿直業務の委託料でございます。こちらは令和7年度10月から委託ということで計上させていただいております。こちらにつきましては、昨日の一般質問でもございましたが離職者が多いと、選ばれる職場を賄いたいと、そういった希望もございます。若手職員と面談していく中、また退職されていく職員と面談していく中で、一番によく上がるのがやはり宿直が業務が負担になっていると、そういう声は多々あります。宿直になりますと2人で宿直室のほうで布団を敷いて仮眠をとるわけですが、寝られたとしても次の日の業務にやはり自宅で寝るのとは違いますので、体が疲労がたまってしまうと。それによって勤務時間についてもやはり支障が出てきてしまうというような声もよく聞きます。これもう長年聞いている話でありまして、その中でこの近隣の市町村見てみましても、民間委託に切りかえてるところが多々あります。そういった中で財政厳しい状況ではあります但し職員の働き方の改革、勤務環境を整えていく、あとは離職を防止すると、そういった観点からこちらのほうは委託のほうに切りかえていきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

○企画政策課長（横井宗宣君）

122 ページの町民参画型まちの魅力発信事業業務委託料のお尋ねでございます。こちらにつきましては令和6年の12月議会にて令和6年・7年度の2カ年の事業としてお認

めいただきまして事業者のほうと契約して現在事業のほうを進めておるところでございます。来年度につきましてはPR冊子掲載に関わる写真の募集やフォトコンテスト、冊子の印刷製作等を行ってまいります。なお、こちらにつきましてはPR冊子製作のみだけでなく、今後もワークショップや写真募集していただいた方に対して、引き続き町に対して写真のほう提供していただくよう呼びかけていくものでございます。住民参画型まちの魅力事業ということで、引き続き今後も長い間、町のほうの事業に参加していただくように企画したものでございますので、よろしくお願いいたします。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

防犯パトロール業務委託料でございます。ごめんなさい132ページです。こちらにつきましては平成26年度から実施しておる事業ではございます。侵入盗及び自動車盗の件数というのが平成26年当時でございますと侵入盗で62件、自動車盗で18件、多少、年度により増減はありますが令和5年としてまして侵入盗10件、自動車盗4件ということで目に見えて効果があらわれていると考えておりますので必要な事業だと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

続きまして福祉部でございます。ページ数は162ページです。福祉巡回バス運転管理業務委託料こちらのお尋ねですが、過去は臨時雇用職員ですね、こちら4名を採用して運行しておりました。ただ運転手が当日体調不良などで急遽休むようなことがございまして、他の運転手の手配ができないというようなことがあった場合は民生課の職員がかわりに運転業務につくこともございました。また、通常民生課の事務もございまして、事務に支障を来す場合もございます。また現在運行している巡回バスは14人乗りですので普通自動車の免許では運転できないということもございまして、こちらは直営のほうは難しいと今のところ考えております。

続きまして164ページの中段。大治町社会福祉協議会運営補助金、こちらの増額の理由は委託料のほうと絡めて御説明を差し上げたいんですけども、同じく164ページの下から三つ目ですが成年後見支援センター運營業務委託料と172ページの相談支援事業委託料、こちらと186ページの指定管理委託料、こちらの関係でございまして、これまで社会福祉協議会への委託料、こちらに関しましては毎年同じ業務を委託しておりますが、担当が異動するたびに委託料が変動していると。またその担当は、社会福祉協議会の他の補助金の運営事業も兼務しているということもございまして、今回、委託料事業に係る人件費をある程度固定させていただきまして、残りについては補助金事業で計上するというような見直しを行わせていただきました。人件費の移行分ですが、成年後見支援センター運營業務委託料から補助金事業のほうへ常勤1名で1013万6000円。相談支援事業委託料へは常勤3名で1550万円。指定管理料は常勤2.07名、0.07名は身障での職員でございまして常勤2.07名で1253万3000円。合計で常勤6人ですね、6.07人分。3816

万 9000 円を補助金事業のほうへ移行をいたしました。164 ページの補助金のほうの対前年度 5500 万ほど増額となっておりますが、こちらの人件費の移行分で 3816 万 9000 円、あと 6 年度の当初予算には局長の人件費が計上してございませんでしたので、こちらで約 1099 万円、それ以外に補助金事業のほうで職員の配置変え、あと定期昇給などで 160 万円プラス、あと非常勤職員の単価増や非常勤職員を 1 名雇用したことによってプラス 350 万円、あと災害ボランティアセンター等の事業費などで 100 万円プラスになっておりますので、合計で 5500 万強の増額となっております。以上です。

○子育て支援課長（古布真弓君）

200 ページの民間保育所運営費補助金でございます。大治町は全ての保育所等が私立になりますので、他市町村と状況は異なるところではございますが、今後各園の運営状況を確認しながら精査していきたいと考えております。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

ページ数 250 ページになります。砂子地区事業支援業務委託料についてですが、こちら当該地域の区画整理を進めていく機運が高まっております。また、町といたしましても暫定用途の解消を目指していく、そういった状況の中、令和 4 年度から予算をお認めいただいて基本構想の策定業務、5 年度の調査、それから 6 年度計画ということで、今年度基本構想が完成いたします。それをまた継続的に進めていく必要があると考えております。さらに区画整理がこちら完成した折には税の増収が見込まれておりますので、将来の投資というわけではないですけど必要だと考えております。以上です。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

ページ数が 252 ページとなります。砂子防災公園の新設工事ということで 3 億円でございます。当初の概算の事業費といたしましては、工事費及び用地費、また物件補償費で約 11 億 4000 万円で行いました。実際、今まで現在まで費やしました工事費及び用地費、物件補償費で約 12 億 2000 万円となります。約 8000 万円が増額となっております。また今後の費用の見込みでございますけども、今回、砂子防災公園、債務負担行為を組ませていただきます。ここにも、予算概要書にも記載させていただきますように、令和 7 年度、令和 8 年度で 5 億 5000 万円の工事費が必要になってくるというふうに考えております。よろしくお願いします。

○社会教育課長（加藤裕一君）

298 ページ、町史編さん業務事業費についてのお問合せでございます。町史編さん業務の委託料でございますが令和 4 年度から継続した事業でございます、債務負担行為もお認めいただいておりますのでございます。令和 7 年度完成ということで、これは完了させたいというふうに考えております。

町制施行 50 周年記念事業についてのお問合せでございます。この事業に関しましては、住民の方に本町が後世に引き継ぐべき郷土の歴史や文化財を身近に感じてもらい、地域

への誇りや郷土愛の熟成を図るために行うものでございまして、この 50 周年を迎えるこの時期にぜひ開催したいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。少し、ちょっとページまで言えないんで駐車場の借上料、ちょっと説明いただきましてある程度理解はできますが、今まで本町で見直したことがあるのかと。もう駐車場 1 台当たり 5,000 円でありますが、もうずっと 5,000 円で市場価格変わってないのか。そこら辺、いやバブルの頃はやっぱりちょっと違うんじゃないかなと思いますから、そこら辺どうなのかいうのをお聞きします。

あと宿直業務委託料でございます。言われることはそのとおりですが、なぜ来年度なのか。若い職員が疲弊してやめていくと。そういうことになる前に財政状況がいいときにもっと前に本来やることで、もう職員の若い方が今年度で 18 名やめていくと、その理由の大きなのが宿直業務であると。今やるのか。その前にやらなきゃいけないことで、財政状況悪くなっている今、もう逆にやれば財政状況悪くなるし悪循環じゃないのかと。もっと前に、数年前にやっとけば財政状況がいいときに。だし、職員の若い方も、じゃあ残ってこうとなつて、なぜ今気がついたのかと、やるのかと。これはもう本当に失態じゃないかなと思うんですが、そこら辺どういう御認識なのかというのは、これは一応事務方トップの副町長に聞きたいと思いますが教えてください。

あとちょっと忘れたところを言います。110 ページ各戸配布業務委託料でございます。1220 万でございますが、やっぱり総代の方などのお手間やっぱりかけられないということで、それはわかります。中日新聞さんに販売店さんをお願いしている事情がありますが、これは大治町の財政状況大変なんだと町民の方に理解していただいて、少しね、数年でもやっていただけないのかなと。財政状況がよくなればまたやりますと。それは町民の方に町長、トップが事情言って頭を下げていただいて、少しでも財政状況をよくしていくことはできないのかと。

もう 1 点同じ、ちょっと忘れましたが商工会会費、商工会の件でお願いします。商工会補助金 234 ページでございます。概要説明の中でもあります、ちょっと出てこないんですが、商工会まつりなどの費用だということも書かれております。商工会、本当に一生懸命やっていただいて商工会まつり、はるウィンとか本当にやっていただいて町として助かると思うんですが、財政状況の中で町が出せるのか。実際コロナの頃はやらなかったと、そういう状況もあります。ここら辺、今の財政状況の中でもっとお金を切り詰めた形のことがお願いできないのかと。そこら辺はどうでしょうか。

あと 200 ページの民間保育所運営費補助金で精査すべきということでありがとうございます

います。ちょっとここに関連してですが施設整備費で田んぼの場合、整地の費用がかかると。ほかの項目も見ますとちびっこ広場など整地の費用がかかる場合は、町がやる場合は借上料減額して、それで返してもらっていると。つまり結局、田んぼを整地して宅地に変えちゃったら地権者の資産形成なんで、それをやってみえないと。しかし大治はなつね保育園から要綱を変えて、国の補助金要綱にもないのに田んぼを整地してそれを町の費用でやったと。保育園がなくなることは当面ないかもしれませんが、廃止になって土地を返す場合、地権者の資産形成なると。そこら辺もぜひ見直していただきたいですね。大治はなつね保育園、ちょっと私もお尋ねさせていただきましたが、町長の、その当時私も登記簿を見てありますが町長のお母さんの土地が39%、約39%あったと。今わかりません、ちょっとどうなっているか。その当時は登記簿には書いてありました。そこら辺、そこが影響して例えば保育園運営費補助金などもこれから精査するときに影響があるんじゃないか困るのでそこら辺を町長はどのようにお考えなのか。まだお金に余裕があるならいいけどお金ないわけですから……

○議長（松本英隆君）

吉原議員、聞こえてますか。それは何、今のことで影響があるのかないのかっていう判断、その回答だけでいいんだね。ある、ないっていうことだけね。

○11 番（吉原経夫君）

それを町長に聞きたいと思います。

○議長（松本英隆君）

ある、ないっていう判断でいいってことですな。

○11 番（吉原経夫君）

はい。精査に関して町長も当時お母さんの土地が約恐らくはなつね保育園の39%、約39%あって借地料が町持ちになっているし、他の田んぼ整地した費用が町持ちに変わったというので、これからいろいろ精査していただくということで、町長。それに対して影響はないのか、町長にお聞きします。2回目の質問はこれで終わります。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時29分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（村上昌生君）

宿直の件に関しましては、これなぜ今年かと言われましても、これずっと検討材料でありましてね。もう前から検討はしておりましたけれども、たまたま、たまたまと言っちゃなんですがこの頃を見計らって始めようかという話になっただけの話で、検討はずっとしておりました、これは。やっぱり宿直業務が負担になっという話はこれ以前からありまして、どうするかどうするかという話の部分の押し問答でやっと今年結論を出して踏み切ったということでもありますんでね。なぜ今年からといっても今までの検討材料が、今年になってちょっと結論を出させてもらったと、そんなことでありましてね、早くやればよかったのかもしれませんが、やっぱり職員の仕事の一環でもありますんで、夜でも来庁者があります。死亡届とかいろいろありますんでね、外部の方ではやりにくい部分もあるんで、なるだけなら本来は職員でやるべきものであるけどもということでありますこれは。いろんな事業を外部委託にしていこうということのメリットが大きいので今は、バスの運転手の話もありましたけども外部委託にしていこうということのほうがかコスト面で非常に削減ができるという面があるんで、外部委託できるものはなるだけして、できるものはしていったほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

土地に関しては、当時保育園については保育園がもう足らなくてもう危機的だったんですね、あのときは。大治保育園も閉園するというような状況の中で、土地も探さないかんというところで、やっぱり保育園まず建てるが第一でありましたんでね、これは保育園事業は町として補助をいたしていこうということでもありますんで、影響があるかと言われましてもこれ保育園は、やっぱり保育は町の責任としてやってくという前提でやった事業であります。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11 時 33 分 休憩

午前 11 時 34 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（村上昌生君）

当時、見直しをかけて負担を求めていくものも負担を求めていこうということで、改善をしたはずですが、あの当時。ですから負担を求めるものは、負担を求めていこうということで改正をさせております。影響はないと考えております。

○福祉部長（安井慎一君）

保育園の補助金のほうの関係でございます。町としましては保育所の建設に当たっては、かなり広大、2,000 平米を超えるような敷地面積が必要になります。そういった土地を探そうとしますとなかなか畑だけということでは難しい状況を踏まえて、町としても保育の責任がある以上は実施していくと。そんな中で、田を造成する場合についても補助を対象としていこうと。この場合は造成費に対して借上金の 40%ですかね、そちらを対象として見ていくと。また、先ほどの質問で土地の借地料の話もございました。これは令和 5 年 4 月 1 日から町のほうで借地の基準を変えてまいりました。これは一般取引が大体、固定資産税額の 3 倍相当ということから、それを参考に見直しをしているところです。当然、保育園の借地についても各園の財務状況を確認しながら今後判断していくものだと思います。以上です。

○総務課長（佐藤友哉君）

続きまして、駐車場の借地料の件ですが、今まで見直したことがあるのかっていうお尋ねでございます。こちらにつきましては令和 5 年の 3 月の時点で公共用地借地基準というのを設けておりまして、それに伴いまして令和 5 年度からの新たに駐車場を借りる際の契約には 1 台当たり 5,000 円、掛ける台数、掛ける借りる期間です。そこから固定資産税分を引くと、そういった基準を令和 5 年度からですね。基準を設けております。これは新たに契約するものに限ったものでございます。更新については引き続きの単価になりますが、新たに契約したものについては新基準で行うと、そういった基準を設けております。以上です。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

234 ページ商工会の補助金でございます。こちらお祭りに対して年々盛大になっておりまして根づいてきておるお祭りでございます。大治町と商工会一緒になって盛り上げていこうというものでございますのでよろしくお願いいたします。

○企画政策課長（横井宗宣君）

110 ページの各戸配布業務委託料についてでございます。こちらにつきましては毎月一回広報等の各戸配布業務を外部に委託して全世帯の迅速な配布を図るものでございます。こちらにつきましては総代様いろいろ多々業務、お仕事等ございますがそちらの業務、負担が大変大きい、こちらの各戸配布についてはということで、こちらのほう業務委託した経緯がございますので、今後も引き続いて委託のほうを掛けていきたいと考えております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

3 回目でございます。ちょっと、まず民間保育所運営費補助金でございますが、見直

すのは借上料ごめんなさい借地料です借地料。で、基準を変えていくということで、これで借地料が下がるんですかね、上がるんですかね。それと私が言いたいのは施設整備費。本来、他市町村は民間事業者が4分の1負担したものに関して、他市町村で補助している例を私は知らないんです。ごめんなさい勉強不足で。大治町はかつて100%、現在40%、それ以降は40%ですね見直し以降は。これについても私は見直すべきだと。大治町のほうが財政状況悪いから見直すべきだと。多分田んぼの造成に関してはかつてのことでこれからですが。で、町長が答えてくれましたけど、私が聞きたいのはそういうふうに民間保育所運営補助金をどんどん精査していく、僕は精査してほしいと思うんですが、それに対して大治町長が、大治はなつね保育園の借地の約39%お母さんが持っていた、現在持っているかもしれません。ちょっとそこまで調べてないんで。それが、精査に影響するのかと。そこは町長答弁してくれと。関係はちゃんときちっと精査してくれればいいって言えばそれでいいし、それは答えないということは何かというふうに邪推してもいけないので、きちっと答えてください。ということでございます。

○議長（松本英隆君）

吉原さん、先ほど影響がないって言ったあれは……

○11番（吉原経夫君）

影響がないのはかつての話。これからの見直しに影響がないとは一言も言っていない。

これからも見直しに精査に必要がない、必要がないということを町長が口でちゃんと議場で言ってください。あと、もう一つは駐車場の件で……

○議長（松本英隆君）

ページ数も、ごめんなさいね、お願いします。

○11番（吉原経夫君）

駐車場全体にわたるんで、駐車場借上料は全体に関わるので何ページとは言えないんです。令和5年3月で新しい基準でこれから見直すということで今まで契約書更新しているのに見直したことはない、私はそこを見直してくれと言っているんです。そこで令和5年の新しい基準と離れているところあるのではないかと。なければいいです。そちらも精査しないと。新しい基準はこれからはいいですよ、これまでのやつも新しい基準に合わせて余りにもかけ離れているのは精査していかないと、そこはどうなのかと。新しくつくっていくのは、行政マンできるんですけど、かつてつくってきたのをどういうふうに改めていくか。それは非常に大変だと思いますがそれをやらしてもらわないと財政破綻していく中で。これは副町長、町長の見解を聞きたい。やはりそれは副町長、町長がそういうつもりでやると言わない限り下の行政マンの方にはできない、できないじゃない、できにくいことではございますので、そこは最後、町長・副町長、この点も答弁をお願いいたします。以上でございます。

○町長（村上昌生君）

影響はありませんが、精査をする中身についてどうするかということは今、別の話でありまして、途中の借地料の見直しも一遍かけました。かけたこともあるし見直ししていくところは見直していけばいいと思っております。

○総務部長（大西英樹君）

借地の件ですが、先ほど総務課長が令和5年4月からという答弁をさせていただきました。済みません、ちょっと私失念しておりましたが平成23年頃だったと思いますが、土地の価格は大分下がってきたというような状況を踏まえて10%の削減をお願いして、これは何か基準があったわけではないんですが、各担当がそういうふうに地権者をお願いして削減をした経緯がございます。答弁漏れして大変申し訳ございません。そういう記憶がございます。

それからさまざまな今、議員のほうから事務事業について担当者からは言えないとか、町長が判断とおっしゃられているんですけども、確かに最終的な判断は町長お伺いを立てるわけですが、いろんな提案をしていく、いろんな疑問を抱いて提案していく、発案していく、これは職員、課長、部長、これは町長のほうに、判断材料としてきちっと提示をする。その中で判断を仰ぐのは判断を決定するのは町長だとは思いますが、我々職員はそこはきちっとやっていくべきことだというふうに認識しております。全てが町長が把握しているわけではございませんということです。以上です。

○福祉部長（安井慎一君）

保育園の関係でございます。大治町は民間保育所が全て運営していると、本来であれば町立の保育園があれば町が全ての経費を支払うと。民間ですとやはり建物の建て直し、それから職員の人件費、そういったところの一定の財源の確保も必要であるというところから、当然貯蓄もしているところでございます。そういった中で本町としましては過去ですね、昔においては、補助金として全額支給しとるような状況でしたが、それを段階的に見直して、例えば借地料、あるいは借入金の償還、こういったところを見直しております。大治町としても毎年毎年の園の財務状況、これを見直ししながら必要であれば、そういったもののどうしていくのかということも判断していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（松本英隆君）

総務部長、先ほど平成23年度ってこれは駐車料金とかそこら辺も含まれるってことで、見直しをしたとか10%。

○総務部長（大西英樹君）

全体の借地料です。

○議長（松本英隆君）

その中に駐車場とかも含まれているっていうわけですね。わかりました。

副町長。

○副町長（横井良隆君）

るる今まで説明させていただきました。私もですね、就任以来、口酸っぱく業務管理マネジメント、リスク管理マネジメント、マネジメントに関して非常に強く思っております。こういった状況になったこと、改めて猛省している次第でございますが、私のほうで職員のほうにしっかりと今まで3S業務の、いわゆる効率化、無駄・むらを省くということを徹底して行ってまいりましたが、こういった形での御提案があったことは非常に私として反省すべきでございます。今後におきましても業務の算出、かなり無駄・むらがあるのではないかとということでありますので、町長とともに幹部職員とともに徹底した業務管理マネジメントしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

1 番池田耕介議員。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。113 ページ 114 ページ。総務費、総務管理費の委託料、宿直業務委託料ですね。今年度たまたま、長年検討されていたものを今年度たまたま一般質問を私がさせていただきましたが、今上がっている 1021 万 1000 円が、休日の日中はそのまま職員さんで行って夜間の部分をという説明を受けたと思いますが、職員さん 2 名で現在、夜間の宿直を行っていると思うのでこれは 2 名分そのまま担当委託になるのか、例えば 1 名は残したのかその辺の細かいところの運用になりますので教えていただきたいです。

○総務課長（佐藤友哉君）

宿直業務の委託でございます。委託する内容につきましては夜間の警備ということになります。基本的にはそれが一番の内容とはなっています。で、こちらは今考えているところは警備会社のほうに委託しまして、常駐で 2 名による宿直を予定しております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

3 番手嶋いずみ議員。

○3 番（手嶋いずみ君）

3 番手嶋いずみです。220 ページ各種予防接種委託料ですかヒトパピローマウイルスのキャッチアップ接種延長に関する予防接種と带状疱疹ワクチン定期接種予防対象者ということでもありますけれども、キャッチアップのほうは 9 価のほうですと 10 万ほどかかりますが、結構かかります。何名を予定されているのかと、あと带状疱疹ワクチン定期のほうですけれども 4 月 1 日から定期接種が始まります。幾らの補助金をしていただけるのかお願いします。

○保健センター所長（森本健嗣君）

まずヒトパピローマウイルス、キャッチアップ接種に関する件数でございますが、人数ではなくて回数でお答えさせていただきますと、200回をキャッチアップとして見込ませていただいております。続きまして、帯状疱疹の関係でございます。自己負担額の問合せだと思いますが自己負担額につきましては、これまでのインフルエンザワクチンなどと同様に自己負担額を海部地区での統一単価としていくため、今現在、担当のほうで検討しているところでございます。今月の下旬をめどに決定していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

2番、八神太紀議員。

○2番（八神太紀君）

2番八神太紀です。121ページ122ページ。町制施行50周年記念事業の中で式典の業務委託料ですね。こちらはどのような式典を今予定しているのかをお聞きしたいです。

続きまして、124ページガバメントクラウド運用管理補助委託料。概要説明でも説明いただいたんですけども正常管理の障害、正常に動作するように障害発生時対応などの必要な管理を委託するというふうにあるんですけども、こちら運用管理補助委託料というふうに名称がなっていて、運用管理委託料ではなく補助がついているんですけども、この業務内容ですね、補助がつく場合ソフトのサポートだったりとか使い方をサポートしてもらえるっていう文言、文言っていうか、業務が追加される場合があると思うんですけども、今回はそういったサポートはなく、サーバー、クラウドだけの管理をしてもらうということなんでしょうか。以上2点お願いいたします。

○企画政策課長（横井宗宣君）

町制施行50周年記念式典についてのお尋ねでございます。記念式典につきましては11月3日をスポーツセンターにて式典を予定しております。式典の内容につきましては、時間帯が午前中を想定しておりまして、主な内容につきましては記念表彰、あとは記念曲の披露、映像の放映、自衛隊の音楽隊をお招きしてのコンサート等、予定しております。以上です。

○総務課長（佐藤友哉君）

124ページのガバメントクラウド運用管理補助委託料でございます。こちらにつきましては、この運用管理補助っていうのが、よくわからないような名前とはなっていますが、こちらにつきましては国のほうが設定していますガバメントクラウド、そちらに今後町の基幹業務のシステムのクラウド化してくるという内容になっていまして、国が設定したクラウドでのそこで大治町が運用していくものについてはしっかり管理しなさいよということが国から言われています。しかしながら、我々町の行政職員だけではなかなかそういった専門的な知識・技術というのがないものですから、その部分を補助を

すると。それは委託業者がその運用管理というのは本来町がやるものですけど、それを補助するということで委託業者がそれを補助すると、そういった名前になっております。内容としてはそういう内容です。何をするかといいますかと、基本的にはセキュリティー対策ですね。あと監視業務、あとしっかりとバックアップをとることとか。あとログの管理、そういったものが求められておりますので、そこに必要な経費が上げられていると、そういった内容となっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

2番、八神議員。

○2番（八神太紀君）

済みません、式典のほうで再質問させていただきます。先ほどコンサート等、式典と話あったんですけども、その業務委託というところで、コンサートの費用が入っているのか、どういう部分を委託をしているのかをちょっと質問させていただきます。

○企画政策課長（横井宗宣君）

業務委託に関しましては、会場の看板等の制作、設置等の想定しておるものでございます。コンサートにつきましては、コンサート自体の費用については無料ということでございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

6番鈴木 満議員。

○6番（鈴木 満君）

6番鈴木 満でございます。302ページ、概要書38ページ、公民館屋根外壁等改修基本調査及び基本設計業務委託料でございますが、これは内容を見させていただきますと太陽光発電だと思うんですが、この太陽光発電っていうのは蓄電池など置いて避難所の機能を高めるものと考えてらっしゃるのか、節電程度のものなのか、まずそこを聞かせていただきたいと思います。

○社会教育課長（加藤裕一君）

おっしゃるとおり太陽光発電につきましては、これ調査でどれぐらいのものがまず乗るか。どれぐらいの面積がパネルとして乗るかっていうことをまず調査して、蓄電池も一応考えておりますので、避難所としての全機能を賄えるかどうかはちょっと不明でございますが、まずどれぐらいのものが発電量として確保できるかということを調査したいというふうに思っております。以上です。

○6番（鈴木 満君）

同じく、302ページの備品購入費ですね。公民館の備品購入費。これ何を購入されるのかお聞かせください。

○社会教育課長（加藤裕一君）

備品購入費につきましては消火器と太鼓台を2台、消火器は10本という予定をしています。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友でございます。71ページ72ページ、関連して129ページ130ページになります。財産収入、利子及び配当金ということで財政調整基金利子が414万2000円となっております。これ昨年度から比べると昨年度60万余りだったと思いますので、400万ということで基金利子だけでかなりの運用益を出しているというふうに見えるんですが、ここについての御説明をお願いいたします。

○会計管理者（新井敏和君）

基金利子についての質問でございますが、主な理由としましては定期預金の利率が、令和6年度予算を計上するときには、令和5年中に1年定期を組む利率で予算を積算しております。今回令和7年度の予算を積算するに当たって、昨年令和6年11月に定期預金1年定期を組んでおるんですけど、その2年前の状況と今と金融機関の利率がかなり上昇したことに伴い、運用益は増額するものでございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、予算決算常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時58分 休憩

午後0時57分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第8号令和7年度大治町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

所属委員会ですので1点だけ質問します。15 ページ 16 ページ。支払準備基金繰入金、廃目になっているんです。で、支払準備基金がなくなるから繰入金ゼロということだと思うんですが、廃目にしてその後支払準備基金に繰り入れるようなことは全くなくなるというようなことなんでしょうか。でもたまたま令和7年度にゼロになるから廃目になったのか。いや、1だけでも頭出ししといたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、ずっとゼロだからもう廃目だということなんでしょうか。

○保険医療課長（水野克哉君）

支払準備基金繰入金につきましては、令和6年度におきまして基金のほうは全部使わせていただきました。そのような中で、今後剰余金というのが見込みがあればまた積立てということも考えられると思いますけれども、7年度についてはまず基金というものはございませんので、廃目というふうに整理をさせていただきました。以上です。基金自体は廃止はしておりません。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第6、議案第9号令和7年度大治町土地取得特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原でございます。12 ページ 13 ページの土地開発基金積立金 146 万 4000 円、土地開発基金があつて、その基金利子だと思うんですが、それ今、土地開発基金幾らあつて利子が幾らなのかと。そのことを教えてください。

○会計管理者（新井敏和君）

土地開発基金についての今現在の状況ですが、まず基金の運用額につきましては4億9608万8120円を運用しておりまして、その基金利子として146万3000円の利子歳入を見込みまして、積立金としては146万4000円を見込んでおります。以上です。

○11 番（吉原経夫君）

御説明ありがとうございます。私は議員になってから土地開発基金に関しては、一回

だけ一般会計に買えなくて土地開発基金で買った後に一般会計から繰入れたというような例以外は基金利子だけで基金利子が増えているということなんですが、もともと土地開発基金、いろんな経緯で一般会計から入れていたと思うんですけど、最終的に今の形、基金利子だけを積み立てるような形になったのは、何年頃で元の額は幾らぐらいだったんでしょうか。大抵一番最初にいろいろ土地を先行取得するために積み立ててったとは思いますが、もう先行投資は関係なしに基金利子だけになったのは何年で幾らだったんでしょうか。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1 時 01 分 休憩

午後 1 時 02 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

いつから利息だけかということで、今手元の資料はございません。私が総務に来てからも 10 何年たちますけど、もうそれ以前からこういう状態でして、きちっと調べさせていただいて、お答えをさせていただきたいんですが、ちょっとこの場では答弁ができません。済みません。よろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 9 号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第 7、議案第 10 号令和 7 年度大治町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。これも所属委員会なので 1 点だけお聞きいたします。31 ページ 32 ページで介護サービス等諸費で上がっております。来年度は 3 カ年計画 2 年目

だと。で、見ていると何か3カ年計画とほとんど数字が変わってないと思うんですがちょっと私、見方が悪かったら教えてください。令和6年の見込み、まだ終わってないですが、また令和7年度3カ年計画、ほとんど変わってないと思うんですがそこら辺、そのように推移していくということでもいいのでしょうか。

○長寿支援課長（松木田英作君）

介護サービス等諸費でございますが、計画では令和7年度18億1519万8000円の3カ年計画の令和7年度はそのような金額になっております。今回7年度当初予算を積算するに当たりまして、過去の実績等も踏まえまして7年度予算としましては介護サービス等諸費でございますが18億5130万円となっております。若干計画よりかは給付費は増額となっております。また6年度の介護サービス等諸費の見込額でございますが、17億6000万円ほどの決算見込みと見込んでおります。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第8、議案第11号令和7年度大治町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友でございます。12ページ13ページ、あわせまして14ページ15ページをお願いいたします。過料でございます。諸収入のほうで過料ということで今回計上が上がっておりますけれども、これ過去はこのように特定財源で過料の計上がありましたと。7年度に過料を計上したこれについての理由と、あと過料につきまして、これは愛知県の後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例の中の27条28条29条で、あと30条ですね、定められております。今回につきましてこれ広域連合長のほうが発するものでございますので、町務の事務費には充てられない。つまり広域連合の収入ではないかと考えられるんですけれども、今回のものについて使用が、こちらの総務費徴収費のほうに過料ということで充てられているというふうに見えるんですけれども、これについての御説明をお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時06分 休憩

午後1時14分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保険医療課長

○保険医療課長（水野克哉君）

済みません、お時間いただきましてありがとうございました。過料につきましては大治町の後期高齢者医療に関する条例の第3章罰則第6条にございます。済みません、少し読み上げさせていただきます。「被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由なく」先ほど申されたほうの第137条ですかね、こちらの「物件の提出若しくは提示を命じられても従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき」そういったときに10万円以下の過料を処するというところで、本町においてこちらは予算計上をさせていただいているものです。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友でございます。町の規約もそのようになっているんですけど、その条例の受け元の愛知県のほうの広域連合のほうが定めるものについては、それは過料を科す側の人の話ですよ。そうじゃなくて、その過料を誰が支払わせに行くのかっていう上位存在が広域連合長だよっていう話をしたんですよ。だからちょっと回答と違うかなっていうふうに思うんですけど。もう一つはここで伺いますけど、毎年ここに計上し続けるんですかこれ。そこだけ、その二つお答えください。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時16分 休憩

午後1時16分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保険医療課長。

○保険医療課長（水野克哉君）

こちらの科目につきましては、今後もこの科目で計上させていただきたいと考えております。先ほどの最初の答弁につきましては、本町の科目で計上していくものだと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。ここも担当の委員会など1点お願いします。6 ページ7 ページ保険料でございますが、ちょっと説明がなかったので大丈夫だと思いますが、広域連合のほうで来年度保険料改定っていうのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。ちょっと僕、勉強不足でわからないんでその点だけ教えてください。

○保険医療課長（水野克哉君）

保険料につきましては、2 年置きに改定のほうをしております。昨年度、改定しております。今6 年度、7 年度については同じ税率で賦課されるということになっています。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 11 号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第 9、議案第 12 号令和 7 年度大治町下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

6 番鈴木 満議員。

○6 番（鈴木 満君）

6 番鈴木 満でございます。29 ページ、ストックマネジメント計画策定業務委託料です。既存の施設の有効活用し長寿命化を図るものということで予算上がっておりますが、これ一体どこの箇所のことをいっているんでしょうか。

○建設部雨水対策監兼下水道課長（済田茂夫君）

ストックマネジメント計画の業務委託料についてです。このものにつきましては現在、平成 16 年から工事を着手しております。26 年度まで敷設した管の中で一部不具合が発生しているところがございます。その管の補修をするに当たりストックマネジメント計

画、いわゆる長寿命化計画の改修計画、修繕計画を策定し国のほうへ申請した後に国費を充てながら修繕していくということになりますんで、箇所といたしましては平成16年度から26年度までの中で施行をいたしました中の一番悪いところ、現在もそれを集約している最中ですんで、そのように、その場所をやるということになりますので、どこの場所というピンポイントな場所は今はちょっと答弁は控えさせていただきます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

6番鈴木 満議員。

○6番（鈴木 満君）

その下段ですが、発注者支援業務委託料、これは何を委託するものでしょうか。

○建設部雨水対策監兼下水道課長（済田茂夫君）

この発注者支援業務委託料といいますものは、現在下水道課には技師が1人しかございません。その技師の作業といたしまして、常時現場へ行って、現場の立会い、書類の作成、書類の整理とがございますんで、業務といたしましては、今まで技師がやっておりました書類の整備及び現場での立会い等やっていただく業務になりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。ちょっとこれは担当の委員会じゃないので少し詳しくお聞きしたいと思います。18ページ資本金でございます。1億4000万円、これ公企業会計にしたときに一般会計から繰り入れてつくったものだと思うんですが、ずっと1億4000万のままで変わってません。公企業会計に変えたときになぜ1億4000万にしたのか。その根拠そこをお示ししていただきたいと思います。ずっと変わってないんで。

2点目ですが、ちょっと先ほどの議員のお話でちょっと理解できました。発注者支援業務委託料でございます。2億4000万円、技師が1人しかいないということですが本来、技師が行ってやってもらえたら何人の分かかわりませんが、委託料より安くなると思うんですが。そこら辺、本来定数だったら技師何人ですし、この発注者支援業務委託料、やる技師1人で済むのか2人いるのか。そこら辺お答え願えないでしょうか。ごめん2400万。失礼しました。2400万円。間違えました。

○建設部雨水対策監兼下水道課長（済田茂夫君）

資本金の1億4000万についてです。このものは言われたとおり、下水道会計が企業会計になったときに財政部局と調整をいたしまして、一応この1億4000万というものは下水道事業におきましては年度を通していけば採算っていうか、プラスマイナスゼロには

なります。ただ、国費及び起債の借入れが3月にまとまってきますんで、その間4月から6月ぐらいの支払いにつきまして、やはり現金がないとショートを起こすとか、支払いができないということがありましたんで、その当時、財政部局と話をした結果1億4000万というふうに決めた記憶がございますのでよろしくお願いいたします。

もう1点、発注者支援業務のことですが、何人ということになりますと現在、もともと当初6年度当初、技師が2人おりました。途中で技師が1人退職したことから現在は1人になっておりますが、現在工事の発注状況につきましても技師として1人ではやはり苦しいものがあります。その1人に対して全部負担がかかってきますんで、やはり職員の業務の改善、事務の改善ということも図りまして今回発注者支援業務をお願いするものでありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

資本金の1億4000万で公企業会計したときに必要だったと。当然ショートさせちゃいけないので。今までの推移、最大どれぐらいかかったんですかね。1億4000万で絶対いってないと思いますが。そこら辺、もし分かればいいです。あと29ページ発注者支援業務委託料。済みません、2億4000万ではなく2400万ですが、技師2人が技師1人、1人減って2400万かかるのか。もともと2人では無理だった業務量で、もうちょっと必要だったのか。本来だったら3人必要だったって今1人になっちゃったら絶対できないんで業務委託料、支援業務委託しなきゃいけないと思います。ただ2人で回っていくものだったら、技師を1人採用してもらったほうがちょっと難しいかもしれませんが、そっちのほうが財政的にはいいと思うんで本来、技師何人で回ってく仕事量なんでしょうか。お願いします。

○建設部雨水対策監兼下水道課長（済田茂夫君）

それではまず資本金、運転資金の1億4000万についてでございます。ここ数年ですが1億4000万、最終的には通帳の中には残高は残っております。ただやはり支払いをかけてった上で通帳の中に、一時期1億を切るときがございます。その分につきましては最後言ったように、一般会計からの繰入金も今は9月ぐらいで入れさせていただいておりますんで、それをもって一応補填ができているというような状況になっております。

続きまして発注者支援業務の技師のお話でございますが、何人いたらいいかっていうのは、それは技師いたらただけ本当はいいんですが、現在2人最初いた頃に対しても、やはり少し残業とかやって多いことがありますんで、やはり3人ぐらいは、いていただければ一番いいのかなと思いますが、何人がいいか適正かというのはちょっとここでは控えさせていただきます。以上でございます。

○総務部長（大西英樹君）

技師は建設部、随所に配置させていただいておりますけども、なかなか充足していない状況があります。その中で事業をやっていこうと思うと人材が必要なんですけど、今回この発注者支援 2400 万というものを計画したときに、国費が半分つく。なおかつ残りの半分については起債が充てれる、なおかつその起債の元利償還については交付税算入は高率で上がってくるということです。これ、例えば職員を 1 人採用してもそういった措置はないんですが業務委託かけることによって、そういった財源措置があるということと、やはり新人職員を雇うよりも一定の知識経験を持った業者に委託できるというところで、その技師不足ということも含めて私どもと相談させていただいて、このような予算を計上させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

3 点目最後ですが、今のお話を聞くと委託したほうが安いというか、もともと技師がいらないんでできないということは本当で一番の理由で、金額的にも国がある程度持ってくれるという言い方をすればいいのかな、ということなんですけど、これは全国的なことなんですけど、技師、技術を持ってる方ですね、委託でやると自前の技術がなくなっていく。これは公共下水道だけでなく上水道でもそうですが、本当に災害時に困ると。お隣の名古屋市はきちっと自前で技師がいるために、被災地にも積極的に行って応援して被災地支援になっているわけで、そこまでちょっと考えていただかないと。上水道は名古屋市にお任せしているんでいいんですが、下水道に関しては技師が本当に技術、自前で守っていただかないとこれから困っていくことになるんで、今回非常に、事情の中でそれは仕方がない面もあるけれども、これからですがきちっとそれはなるべく自前で技師を雇っていただいてそれで技術を継承していくということを、これはお願いになるんですが、ちょっとそこら辺のは肝に銘じてほしいと思うんですが、よろしくお願いします。

○総務部長（大西英樹君）

事業はとめることができないケースもあります。建設部でさまざまな事業をやっておりますので絶対数が足りない。こういう現状の中で建設部と私どもの人事担当で協議しているのは、技師の確保のためにいろんな専門校にお邪魔して、そういった採用についてのお願いいろいろやってはおるところなんですけど、それと同時に応募にこないということもありますので、今建設部のほうと相談してるのは、一般事務職でも技師としての仕事ができるケースもあるということを知っておりますので、一般事務職員についてもそういった技術を身につけるような人材育成もあわせてやっていく必要もあるかと。同時に、人事担当としてはそういった人材の確保に努力することが必要なんですけど、同時

進行として業者委託、それから今いる職員の有効活用、さらには募集、採用ですね、新規採用、これを今あわせてやっているところでございますので、議員御心配のことは十分承知しておりますが、今のところこういう対応でやっていきたいということでございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第10、議案第13号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。これは刑法改正に伴い懲役と禁錮を拘禁刑に変えるということで、これはもう条例を読ませていただくと条例に違反するとそういうふうになるということで、大治町の権限で条例ですから、大治町の権限でそういう方を拘禁刑にするということかなあと、裁判なんかはあると思うんですが。ですから単なる文言の変更ではないと思います。そこで、懲役または禁錮ちょっとどのような内容で、それを拘禁刑に変えるとどう変わるのかと。議案説明会でもいただいたんですがもう少し、そういう該当する方がどうなるのか。教えていただきたいと思います。

○総務課長（佐藤友哉君）

今回、刑法改正されることによりまして、懲役刑と禁錮こちらが一つの拘禁刑に変わるという内容です。懲役・禁錮、両方とも有期刑・無期刑とありますが、その中で刑務作業が懲役刑は義務化されているもの。禁錮刑については任意のものとなっております。これが拘禁刑になりますと有期刑・無期刑というのは変わりはございませんが、刑務作業が任意という形になります。任意となりまして受刑者に対して、再生プログラムの過程で刑務作業を行わせるべきか、それはさせないべきか、そういうのを判断できる、そういういったような内容に切り替わっています。本町の条例におきまして、今までこちらに定められています、例えば第1条の個人情報保護に関する法律施行条例、こちらについては1年以下の懲役を科すといった規定になっておりますが、こちらについては個人情報のファイルの提供、不正に利益目的に個人情報を提供した場合にはそういった刑に処

するといった内容が、懲役から禁錮刑に変わるといった拘禁刑に変わるといった内容になっております。こちらの実際この罪を起訴する、不起訴するか、そちらの判断については、検察庁が判断する内容となっております。こちらの条例を今回改正するに当たりましては管轄しております名古屋地方検察庁こちらのほうで11月です、去年の11月に協議をかけておりまして1月には了承の連絡があったと、そういった形になっておりますのでよろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

刑務作業ですね、懲役の場合義務、禁錮の場合任意ということで、受刑者の任意だということで、今回任意だけれども再生プログラムというのがあってその中で、嫌だよと言っている受刑者の方も再生プログラムでやらなきゃいけなくなったらやるという、今の説明だとそうかなと思ひまして、結局最終的に受刑者の思いでやるわけではなくて、再生プログラムで再生に有効だよとなればやるというようなことかなと思うんですが、そこら辺、もう少しこの説明をお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時34分 休憩

午後1時37分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第11、議案第14号大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。議案説明会でも少し説明をいただいたんですが、ちょっとわからない。準拠になる法律の条項が変わったからだけなのか、やっぱ内容が少し変わっているところあるのか。ちょっと済みません、余り理解できていないところもあるので内容が変わったところがあればそこは漏れなく教えてください。

○総務課長（佐藤友哉君）

こちらは法律が一部改正されたことによった条項ずれの規定の整理ということになります。こちらですと第2条の中に1個追加されることになりまして、第2条の第8項というのが追加されたことに新設されたことになります。それによりまして1個ずつずれていくといったそういった改正になっておりますので、規定の整理という形になります。よろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第12、議案第15号大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

5 番鈴木康友議員。

○5 番（鈴木康友君）

5 番鈴木康友でございます。13 ページ。第8条の4の2「任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子」ということで、入学であれば4月1日ということなんですが、この始期というものについてどの辺の範囲なのか、入学したら即なのかそれともその前後を見込んでみえるのかということ、ちょっとその辺の日にちが見えづらい部分がありましたので、今のところこの運用の解釈についてお答えいただきたいと思います。

○総務課長（佐藤友哉君）

こちらにつきましては時間外勤務の免除の請求ができる職員の対象、こちらを拡大する内容となっています。小学校就学の始期に達するまでの子のある職員までということ、拡大するんですが、小学校入学するのが4月2日からになると思います。それまでに達するまでの子なので4月1日、それより前の小学校入学の前のそこまでに達する子を

養育する場合は、この時間外勤務の免除の請求ができると。そういった内容となっております。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。同じ 13 ページ第 15 条でございます。括弧書きで（第 17 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）とありまして、これ改正前と改正後で配偶者等ということによって何か変更があるのでしょうか。ちょっとそこ教えてください。

○総務課長（佐藤友哉君）

こちら第 15 条の介護休暇のところでは括弧書きで第 17 条に第 1 項において配偶者等というのが今回追加になっておりますが、17 条の 2 こちらにつきましてこれ新たに介護に直面した職員に対して介護休暇制度があるとか必要な措置を講ずるとか、そういった内容の新たな条が加わることになっておりますので、ここに新設されてこの内容 17 条の内容にも配偶者、同じような言葉で 17 条の 2 の任命権者は職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況っていうところで配偶者等というのがありますので、第 15 条のところは、以下 17 条第 2 項において配偶者等という同じことを定めた内容になってますので、その補足の説明がここの括弧書きで入ってるとそういった内容になってますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

条例改正のやり方で 1 回だけ使う場合はそのままだけど 2 回目以降同じことを使う場合は文言を決めて条例の中で、それをつくっていくということで内容は変わらないと。審査されているところあるもので、そこにまた同じものが出てくるときは長く書くことができないんで配偶者等に変えてるということだと理解できました。はい。もし間違っていたら答弁ください。合ったらそのままでもいいんで、お願いします。

○総務課長（佐藤友哉君）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔なし〕の声あり

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 15 号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第 13、議案第 16 号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。ちょっとこれ、単に項ずれとかいうんじゃないくて何か非常に私、理解しがたいんですが、ただ内容としては同じなんでしょうか。ちょっとそこ違ったら、違うと。違う内容を教えてください。

○議長（松本英隆君）

吉原議員、同じならってというのは何と同じっていう。

○11 番（吉原経夫君）

改正前と改正後で文言が違っても内容が同じなら同じで、少し変わっていたら変わってた点を教えてください。ちょっと読み取れない。私、この表現。

○総務課長（佐藤友哉君）

こちらの改正につきましても、法律の改正に伴う規定の整理となっております。この 20 条第 3 項については、非常勤職員の部分休業の承認時間に関する規定になっておりますが、その中で介護するための時間、介護休暇の時間ですね。そういうものを取得している場合は何時間だよというようなそんな規定がされています。その介護をするための時間というものを国のほうで法律のほうで定められているのが、根拠が第 61 条第 32 項において読みかえて準用する同条第 29 項という、ちょっと長い名前なんですけど、長い文言なんですけども、こういったところで規定されている介護をするための時間というのが定められています。この 61 条第 32 号に読みかえて準用するというのが今回法律で改正されまして、第 61 条の 2 第 20 項で定められた介護をするための時間ということで、根拠となっているものは同じものになります。ただ法律上、条が変わっただけであって言っている内容は同じ内容になっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 16 号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第 14、議案第 17 号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1 時 47 分 休憩

午後 1 時 54 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11 番吉原議員、どうぞ。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。ちょっと議長にお願いがございます。先ほど質問させていただいてですね、ちょっと質問取消しという形でもし御配慮、一回削除という形にさせていただけたらと思いますので、ちょっと議長お計らいをお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

わかりました。

ただいま吉原議員から先ほどの質問の取消しという話が出ていましたが、皆さんこれに対して御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま吉原議員の発言を取消しをさせていただきます。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 17 号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第 15、議案第 18 号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 18 号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第 16、議案第 19 号大治町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。2 点お願いします。19 ページ新旧対照表で扶養手当のところで配偶者が削られております。これは国家公務員に準ずる形だと思いますが、なぜ国家公務員のように削ってきたのか。国の考えですね、国の考えのとおり町がやるわけだからその説明をお願いします。

もう 1 点は 21 ページでございます。地域手当の関係でございます。これ、愛知県が 8%、全体が 8%になる関係で 6、7、8 と上げていくということでこれは了解できるものですが、地域手当が変われば他の制度にも波及する。介護保険の地域加算などそういう部分あるかと思うんで、その影響もしわかっていたらお示してください。

○総務課長（佐藤友哉君）

まず 1 点目扶養手当、こちらの配偶者に係る扶養手当が段階的に廃止されるといったものでございます。こちらにつきましては、人事院勧告令和 6 年の人事院勧告に基づきまして国家公務員のほうも段階的に廃止するというのにありますんで、それに準拠して本町においても廃止していくといった流れになっています。こちらにつきましては人事院のほうでは民間給与の実態調査というのが行われておりまして、民間企業では共働きも増えたと。配偶者に係る手当を支給しているところも減ってきていると。そういった状況を反映させた形になっておりますので、本町もそちらに応じた形で段階的に廃止し

ていくといったそういった流れになっております。

続きまして地域手当についてですね。こちらにつきましては今までは6%の地域手当支給しておりましたが、段階的に今度は1%ずつ上げていくと。来年度は7%、その次は8%という形になっております。本町の一般職の職員で影響額という影響といいますと、地域手当が上がる分、その分はもらえる金額も増えると。その跳ね返りとしてしまして期末手当勤勉手当、こちらについても1%、2%上がると影響が出てくるということになっておりますのでよろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

地域手当ですね給与など勤勉手当、期末手当、波及する。まあ当然でそれはいいことだと思うんですが、他の諸制度、医療保険は変わりませんが介護保険などは旧介護給付費の中で地域加算とかあって、やっぱり地域手当が上がれば地域加算も上がっていくのかなというのは思うんですが、ただそこら辺もしわかつていたら何か、地域手当が変わることによって変わる。町に関係する諸制度、あればわかっている範囲でお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時00分 休憩

午後2時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第17、議案第20号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第18、議案第21号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友でございます。こちらの税条例につきまして提案理由をちょっと伺いたいと思います。提案理由を確認いたしますと「この案を提出するのは、国民健康保険税の算定における所得割額の税率を改正するため」ということで、国民健康保険税の算定におけるこれ行為ですね。つまり国民健康保険の算定をしました。税率を変えるために算定をするのはそのとおりなんですけど、なぜ算定をしなきゃいけなかったのかという理由がないんですよ。つまり、提案理由ではなく提案行為が述べられているので理由についてお答えをいただきたいと思います。

○保険医療課長（水野克哉君）

なぜ算定をしなればいけなかったかというような御質問だと思います。まず、資料をお出しさせていただきました。この国保、国民健康保険税は被保険者の税で大部分を賄っていかなければいけないというような大前提がある中で、大治町においても今まで税率改正をしてまいりました。そのような中で、最近では令和5年度に資産割を廃止して所得割を上げたというようなところがあります。そんな中でも基金がなくなってきて繰越金の見込みがないというところで、税率改正をしていかなければこの事業費、県から示される事業費納付金というのを支払うためには税率改正をしなればいけない。そのようなところで今回、検討に至ったところでございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

その理由がここに書いてあるはずなんですよ本来は。なので、例えば被保険者に負担を求めるために算定をしましたとかだったら意味がわかるんですけど、現状これは算定をしましたっていうことなんで、行為だけなんですよね。これについては提案の理由になってないので、提案行為だけなんで、これ修正される見込みとかそういったものって

ございますか。これ最後の質問です。

○保険医療課長（水野克哉君）

今年度の提案につきましては、今回お示しさせていただいたもので進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

所得割の税率を上げて、保険税収入を増やすという改正だと思いますが、ちょっといろいろな今まで説明の中で、過度な保険税上昇を抑えると抑えた。一般会計から 8200 万入れてということですが、過度なんてどこまでか過度なのか。一応、国は赤字補填 7 年間までいいよって言っています。今回見るとちょっと 7、8、9 と考えると 3 年間で標準保険料率に持っていくということで、国がやってもいいよと言っているよりも過度に上げていると私は思うわけですが。国は 7 年間で過度を防ぐために 7 年間でいいよと言っているのを 7、8、9 の 3 年間。町は過度にやっているんじゃないですか。だから、何でそういうふうになったのかと。今の一般会計の関係もありますから、上げざるを得ないのは理解できますが、国は過度なのはいけないよと大治町も過度にはしませんよといつても国よりは認めているよりは過度にしています。そこら辺の根拠なり理由をお示してください。

○保険医療課長（水野克哉君）

国のその 7 年というのは、済みません恐らく 6 年ということだと私は認識をしております。そのような中で、昨日の一般質問でも答弁をしておりますが、愛知県の運営方針というというものがありまして、2029 年度ですね、そこまでにはその赤字を解消していこう、そういった運営方針も示されておりますので、そのとおりに今進めていこうというところでございます。また過度かどうかというところにつきましては、毎年度、県のほうから標準税率というのが定められておりますので、それを基準にしながら今回もいろいろなシミュレーションをかけて、モデルケースも出させていただきながら所得割のみ、平等割と均等割は今回は据え置いたというところで、過度は控えたというところで設定のほうをさせていただいたものでございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

まず、国が認めているのに、県のほうが標準保険料率に持っていくために大治町もやらなあかんと。国の考えよりも県の考えを優先させていると。それはどうかなというの

が1点と、もう1点はこれ僕、県の国保運営協議会にもお聞きしました。大治町、標準保険料率に持っていくとします。そうするともう一般会計からも赤字補填を入れてはいけなくなると、来年度徴収率90%。でも県は98%とか90何%上を求めています。当然その差の分は足りなくなる。それを一般会計からもう標準にしちゃったら入れちゃいけないと。大治町として払えない分ができてくるんだけどどうしますかと。そのときは一般会計から繰入れるんですかと聞いてもらったら、県は国の言うとおりで一般会計から繰入れませんと言ったんですよ。県に聞いていただく、僕は聞いてもらったんですが、健康保険運営協議会の委員の方に。標準保険税率にしちゃって一般会計から赤字補填に入れないとすると、国が県を求める納入率と大治町の納入率下がるんで大分、その分が足りなくなるんじゃないかと。それもう払えないんですよ、大治町は。そんな標準保険税率で持ってっていいのかと。大治町90%、県は98から僕はそれぐらいだったと思うんですがどれぐらい持ってくかわかりませんが、どちらにしても大治町一番、愛知県下の中で納入率低くて差があるんですよ、県が求めるのと。今までは一般会計、その他一般会計繰入金で赤字補填ができたんですが、それも駄目だとなった場合、どっからその足りない分を持ってくるのか。そのお考えはあるんですか。私はもうできないと思っているんですよ。県に聞いてもらったら僕も県に聞いて。何回も言います。県に聞いてもらったらもうそれで一般会計繰入金に入れていかんと、赤字補填していかんと。でも集めてない部分に関しては、どうやって入れるんですか県に。そこまで考えておられますか。標準保険税率、県に近づくなら、やるならいいですよ。もうそんな一般会計繰入金はできませんよ、赤字補填。大治町の納入率90%ですよ。県はもっと90何%求めて差があり過ぎますから。入れれない分が出てくるんですよ。そこまでお考えでしょうか。

○保険医療課長（水野克哉君）

議員おっしゃるとおり、県の標準税率というのは95%で積算をされております。本町は平均すると90%、もちろんその差額ってというのは、それがなければ一般会計からってというような話になりますけれども、そこは段階的にですけれども本当に標準税率以上に上げていかなければいけないのではないかというような、実際にそういう自治体もあったりはします。それをするというわけではございませんけれども、ですが我々としては、収納率90%っていうところをもう少しでも上げていくような努力をしていかなければいけない、そういうふうに考えております。まだちょっと先のことははっきり申し伝えることはちょっと難しいですけれども、考えとしては今そのような考えでございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

標準保険料率にもうしちゃったらもう変えれないんですよ。それに統一にしちゃったら、大治町だけ高くすることもできないんですよ、低くもできないけど。大治町だけ高くするってのおかしいじゃないですか。標準で決めるって統一にするんだから、標準にするってことは合わせるってことはもう県が統一するってことですよ、最終的に。今上げてもらわなきゃ困るんだけど、上げることもできなくなるんです。だから、その差額をどうしていくのかと。絶対それは問題になってくるから、僕は標準保険料率にするのは間違いだと。したらもう統一するしかないから。統一したらもう大治町足りなくなる決まっている。足りなくなったら一般会計、一般会計繰入金を使っちゃいけないと国の方針にある。どっから金持ってくるんだと。ほんで大治町にとっては危機的なことですよ。それだけ離れているから、収納率と県が求めているのと、統一にしちゃうのと。標準じゃなくて統一しちゃうんですから。そこまで僕は危機感を持っているんですが、行政側にそこまでの危機感あるんでしょうか。だって、払うに払えなくなる。だって名目がないもん、何も。財政破綻というよりも、払うに払えないんですから。今日結論出してもらわなくてもいいんですが、そこら辺の考えを必ず近いうちに示してください。だってそうなるの目に見えてる。大治町の納入率50%まで上がればいいですよ。ごめん、95%まで上がればいいですよ。そこは今まで努力されてこられて上がらなかったんだから、この間。もう明らかにできないんだからと僕は思うんで、努力はしてもらわないかなと思いますが、そこら辺、標準保険税率として統一するのが非常に危険だということ是指摘させていただきます。あとは行政側のほうで、県とお話するようにして考えてください。お願いします。

○福祉部長（安井慎一君）

国民健康保険制度、これはかなり構造的に厳しい内容になっているかと思います。その中でも、愛知県におきましては県内54市町村、こちらの中で国保を統一していくということで国の方針のもと現在進めております。その中で標準税率、これについては統一していくという方針が29年度までにどんな形でやっていくのかということが示されます。本町では現在収納率が90%前後するような段階ですが、その差額の0.5%については、5%ごめんなさい。5%については、やっぱり収納率の向上、それから医療費の抑制、こういったところに基づいて収納率アップにつなげていく施策が必要であろうということで、現在収納課も含めて収納方法の検討などを現在進めているところでありますので、できるだけ収納率のアップに向けた対策を努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 21 号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 19、議案第 22 号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

議案第 22 号、23 号、同じところですのでここで質問しますが、保育所との連携で、これは緩和されております。明らかに。これは国の従うべき基準だということをお聞きしましたが、これ大治町現状連携ができない状況なのか。国のほうが決めたから変えざるを得ないということで、大治町としては実際そこまでは、今のところですよ、将来はわかりませんが、今のところは連携できてるのか、その点だけ答弁お願いします。

○子育て支援課長（古布真弓君）

現在ございます小規模保育所は連携施設の確保をしてございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 22 号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 20、議案第 23 号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 23 号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 21、議案第 24 号大治町ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するというので、条例上の廃止は 4 月 1 日ですが現状 3 月 31 日までちびっこ広場として使える状況にあるんです。もう使えない状況で条例だけ後で変えているのか、条例を変えてから使えないようにしていくのか、どちらなのでしょう。

○子育て支援課長（古布真弓君）

現状でございますが撤去工事をいたしております、現在、完了報告書は業者のほうからいただいている状態ではございます。ただこのちびっこ広場につきましては、今年度末まで借地契約をいたしておりますので、廃止は 4 月 1 日からというふうに条例施行としております。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 24 号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 22、議案第 25 号大治町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。この条例改正、以前も同じような条例改正あって、県の単価とちょっと記憶が薄いんですが、同じだったか若干違っていたかというところで、ちょっとそれははっきり申し上げれなくて済みません。今回、単価ですね、国とごめんなさい県のもとい、全く一緒なのか違うとこがあればどこが違うのか、お示ください。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

県の単価と占用料の額は同一か、そうでないかという御質問です。県の単価と大治町、同一の単価となっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 25 号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第 23、議案第 26 号大治町道路占用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。この条例についても県の単価と全く同一なのか、同一じゃないのか。ただ、ちょっと先ほど言い漏らしましたが、他の自治体なんかだと若干違っているようなところもあるようなんですが、大治町で同一だったらその理由ですね。検討の理由もあわせて、お示してください。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

大治町の占用料、県の単価と同一、先ほどと同様の御回答になるんですが、他の自治体の占用料の額につきましてはちょっと存じ上げませんが、愛知県のほうでですね、等級 1 級地、それから 1 級地から 5 級地までの等級の区分があります。大治町 2 級地となっておりますので、その 2 級地の価格と同一とさせていただいています。よろしく願いします。

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 26 号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第 24、議案第 27 号大治町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 27 号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第 25、議案第 28 号大治町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 28 号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第 26、議案第 29 号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 29 号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第 27、議案第 30 号大治町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 30 号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第 28、議案第 31 号指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11 番吉原議員。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。この指定管理の中で先ほども私が一般会計の中で質問した中でお答えいただいた身体障害者のデイサービス、これが障害福祉サービスに入っていて、大治町単独事業であるため指定管理の内容に入っております。で、以前 10 年以

上前、他の議員が介護サービス障害福祉サービスですね、富山型といって一体化できる。それは提案がありまして、それ以降ですね国も共生型といって介護保険の中で障害福祉サービスと合体させるデイサービスができるということで、介護保険の中に入ることができます。いろいろ準備とか時間かかるかもしれませんが、それをやっていただければ指定管理の金額は減らせますし、介護保険になれば大治町社会福祉協議会も財政的に全然困らないということで、そこ1点だけ、どのようにこれからその身体障害者のデイサービス、指定管理の内容ですが町単独事業ではなくて介護保険サービスに出てくのかだけお示してください。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時26分 休憩

午後2時38分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉部次長兼民生課長。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

お時間いただきまして大変申し訳ございませんでした。議員から今、御指摘いただいた件につきましては一度確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

ただいま議題となっています議案第31号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第29、議案第32号指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 30、議案第 33 号指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

1 番池田耕介議員。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。これ大治町の条例ですかね、公の施設に係る指定管理者の指定の
手続等に関する条例の第 5 条特例かな。で、公募によらない選定となっているのかなと
思いますが、出していただいた参考資料の選定結果のどこなんかを見ていても、保護者
が安心して預けられるようになって子供が安全に過ごせる。また、行政・学校・保育所
といった地域の関係機関と連携とか、どんな事業所、事業者であっても当然、そのあた
りを目指していくところなのかなと思いますので、公募にするか非公募にするかは実際
によっていろいろ考え方があるのかなと思いますが、すぐれた事業者であれば、公募に
した上でここが選ばれるって形でもいいのかなと思うんですがこれ非公募にした理由に
ついて、教えていただきたいです。

○子育て支援課長（古布真弓君）

先ほど議員がおっしゃられたように、大治町の設置する公の施設に関する指定管理者
の指定の手続等に関する条例第 5 条第 1 号の規定により、指定管理者を特定することが
当該公の施設の適切な管理に資すると認められるときは、公募によらない選定をするこ
とができる規定となっております。今回の社会福祉協議会は以前から児童クラブを運営、
指定管理になる前から運営していただいております。現在支援員を増やして実施して、
支援員の確保も現状年々増やして支援をいただいているところであります。公募でなく
てもっていうところはございますが、他市町村の状況もありますので、なかなか他の事
業所に切り替えるっていうのはなかなか困難な状況が想定されますので非公募とさせて
いただき、実績も踏まえ非公募とさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 33 号は文教厚生常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 42 分 散会